

2025 年 10 月 30 日

2024 年度監査品質のマネジメントに関する
年次報告書 （2024 年 7 月～2025 年 6 月）

監査
法人 京立志



目次

包括代表社員のメッセージ	2
監査法人京立志 経営理念.....	3
法人の強み.....	4
監査品質の指標（AQI：AUDIT QUALITY INDICATOR）の概要	5
経営管理の状況—6つの基盤.....	7
監査法人のガバナンス・コードへの取組み状況	20

包括代表社員のメッセージ

―監査の品質を最優先

監査の品質を最優先とし、地域社会、資本市場の参加者等の保護を図り国民経済の発展に貢献します。

当法人の経営理念としているクライアントの信頼と期待を超えるサービスの提供、メンバーの個性と能力を発揮できる環境を作り、クライアントの成長に寄与することを基本方針としており、それらを、監査業務を通じて実践するようメンバーに発信しています。

高い専門的能力、高品質な監査サービスとスピーディーな対応によりクライアントの健全な成長に寄与することにより、監査業界の社会的信頼の向上に貢献します。

監査業務の提供を通じて社員、職員間の緊密なコミュニケーションを図り、経営者との対話を重視し、効率的・効果的なサービスの提供の実践により、クライアントとしっかり向き合い信頼しあえるよう人間力を磨きます。

クライアントのデジタル活用の進展を正しく理解し、効率性と有効性を両立させる監査を実施します。

メンバーの個性と能力をお互い尊重しつつ、相互牽制と高い倫理観をもって業務の提供に誇りと感謝の気持ちで専門的知識・技術の向上に努め、各人の強みを生かし補い合い、建設的な意見交換をし、メンバーが安心して働ける環境と働き甲斐のある監査法人の実現を目指します。

包括代表社員 西村 猛

私たちは揺るぎない信念を持つプロフェッショナルで構成されています。

私たちは常に、監査法人京立志の経営理念に即した行動を心掛けます。

監査法人京立志 経営理念

私たちは、クライアントに信頼され期待を超えるサービスを提供します。

多様化するクライアントニーズに応えるため、総合力を発揮できる組織を構築し、創造的で先見性に富んだサービスを提供する。

私たちは、メンバーの個性と能力を発揮できる環境をつくり、強い集団であり続けます。

プロフェッショナルとして自らを鍛え、磨き、チームワークを守る一人ひとりが、生きがいを手にし、豊かな生活を実現する。

私たちは、京都から、世界へ発信するクライアントの成長に寄与し、社会に貢献します。

プロフェッショナルとしてサービス提供をすることでクライアントの発展に寄与し、監査業務を通して広く社会に貢献する。

法人の強み

経営者との対話の重視

私たちは、経営者との対話を重視することにより、効果的かつ効率的なサービス提供をお約束します。

高い専門能力とスピード感

私たちは、大手監査法人での経験を積んだ少数精鋭メンバーによるサービス提供により、高品質かつスピード感のあるサービス提供をお約束します。

監査法人の品質管理体制

私たちは、高度な品質管理体制を構築・維持し、高品質なサービス提供をお約束します。

法人運営コストの最適化

私たちは、少数精鋭メンバーによるサービス提供により、クライアント規模・ニーズに応じた高いコストパフォーマンスによるサービス提供をお約束します。

強立志

私たちは、京立志であるとともに強い立志の精神を忘れない組織であり続けることで、クライアントの成長と社会貢献につながるサービス提供をお約束します。

監査品質の指標（AQI： Audit Quality Indicator）の概要

監査法人京立志は監査の品質を継続的に改善するために、一定の監査品質の指標を用いたモニタリングとその結果に基づく継続的な改善活動を実施します。

- ① 社員の監査業務総時間数に占める割合（上場会社の平均関与割合） 20%以上
- ② 独立性に関する確認率 100%
- ③ 監査平均経験年数（非常勤専門職員も含む） 10年以上
- ④ 平均研修時間 40時間以上（非常勤職員含む）

※今後実績状況等を報告していきたいと考えています。

項 目	事務所概要 (2025 年 6 月 30 日現在)
設立年月日	2020 年 7 月
法人形態	無限責任監査法人
法人代表	西村 猛
社員 職員数	公認会計士である社員：6 名 所属公認会計士：非常勤職員 11 名 その他職員：1 名
上場会社等監査人登録制度 への登録状況	「登録上場会社等監査人」名簿に登録
クライアント数・監査証明 業務	■金商法・会社法監査 2 社 ■会社法監査 2 社 ■その他法定監査 1 社 ■その他任意監査 2 社
所在地	【本部事務所】 〒604-0835 京都市中京区御池通高倉西入高宮町 200 番地 千代田生命京都御池ビル 9 階 【大阪連絡事務所】 〒530-0001 大阪市北区梅田 1 丁目 12 番 12 号 東京建物梅田ビル 12 階
Web サイト	https://www.kyo-risshi.com/

経営管理の状況－6つの基盤

1. 品質管理基盤

(1) 業務に関する職業倫理の遵守及び独立性の保持

当法人、専門要員が監査業務に係る職業倫理に関する規定を遵守することを合理的に確保するために、職業倫理の遵守に関する方針と手続を「監査の品質管理規程」、「倫理マニュアル」、「インサイダー取引防止規程」等に定めるとともに、これらの方針及び手続が監査責任者及び監査チームのメンバーにより遵守されていることを確認します。また、倫理規則（日本公認会計士協会）等で定める独立性の規定を遵守することを合理的に確保するために、独立性の保持のための方針及び手続を「監査の品質管理規程」で定めています。これらの方針及び手続が監査責任者及び監査チームのメンバーにより遵守されていることを確認するとともに、毎年独立性に関する宣誓書を入手します。

「倫理規則」では特定の監査業務に対する報酬依存度が2年連続して、会計事務所等の総収入の15%を超える場合に、独立性を阻害する要因になり、開示しなければならないとされています。それに対して、当法人では独立性を阻害する要因に対して外部審査を実施し適切に対処しております。

(2) 担当者の長期関与とローテーションの方針及び手続

監査責任者、審査担当者並びに監査業務の主要な担当社員等の長期間の関与に関して、方針及び手続を公認会計士法及び倫理規則（日本公認会計士協会）等に基づいて定め、それら監査業務の主要な担当社員等は、当法人の定めるローテーションルールを遵守します。原則として社員は同一関与先の監査業務に連続して7会計期間を超えて関与できないことになっています。同一関与先に対して、再度監査業務を行う場合は、最低2会計期間のクーリングオフが必要とされています。なお、上場会社等である関与先の筆頭業務執行社員は5会計期間を超えて監査業務を行えないことになっています。当該上場会社等の監査業務に再度関与する場合には、5会計期間以上のクーリングオフが必要とされています。

(3) 契約の新規の締結及び更新の方針及び手続

監査契約の新規の締結をする前に、また既存の監査契約を更新するか否かを決める場合に、監査業務の質を合理的に確保するため、監査契約の新規の締結及び更新の判断に関する方針及び手続を定めています。監査責任者は、監査契約の新規の締結及び更新が、当法人の定める方針及び手続に従って適切に行われていることを確かめ、またそれが適切に文書化されていることを確認します。

監査責任者による上記文書に基づき、監査契約の新規の締結及び更新については社員会にてその可否を決定します。

監査契約の新規の締結及び更新に際しては、不正リスクを考慮して業務リスクを検討することとしています。特に不正リスク対応基準が適用される監査契約の新規の締結及び更新の判断に関して、リスクの程度に応じて審査担当者等監査チーム外の適切な者が評価の妥当性を検討する等の方針及び手続を定めています。

(4) 品質管理に関する責任の方針及び手続

品質管理に関する方針及び手続の監視のプロセス

当法人は、品質管理に関する適切な方針及び手続を「監査の品質管理規程」として定め、品質管理担当責任者は、不正リスク（財務諸表監査における不正による重要な虚偽表示リスクをいう。以下同じ。）に関する品質管理を含む品質管理システムの整備及び運用に関する責任を負い、社員会はすべての監査業務において監査業務の品質が最優先されるという考えを当法人の運営方針に適用します。

個々の監査業務が適切に行われていることを確認するため、品質管理システムに関するそれぞれの方針及び手続が適切かつ十分であるとともに、有効に運用されていることを合理的に確保するために、品質管理システムの監視に関するプロセスを定めており、そのプロセスには品質管理システムに関する日常的なモニタリング及び監査業務の定期的なモニタリングに関するものを含めています。不正リスクへの対応状況（監査契約の新規の締結及び更新、不正に関する教育・訓練、業務の実施、監査事務所間の引継等の各場面を含む。）については、定期的なモニタリングにおいて関連規程に準拠して実施されていることを確かめています。

・識別した不備の評価、伝達及び是正の方針及び手続

上記の監視プロセスの結果に関する情報をもとに、指摘された不備が監査意見の適切な形成に影響を与えていないこと、また、状況を改善するために是正措置を適切に講じてい

ることを品質管理担当責任者が確かめることとしています。

品質管理システムを担う責任者の選任並びにその役割及び責任の明確化

当法人は最高責任者で、社員会の代表者でもある包括代表社員西村猛を品質管理システムに関する最高責任者とし、品質管理担当責任者尾仲伸之を品質管理システムの整備及び運用責任者、中田哲をモニタリング及び改善プロセス担当者として、当法人における品質目標を設定し、品質目標について責任を負う各担当の責任者を選任しています。

品質目標の設定、当該目標の達成を阻害する可能性のある事象（以下、「リスク」という。）の識別及び評価並びに当該リスクに対処するための方針の策定及び実施

当法人は、品質管理基準報告書第 1 号で求められている品質管理システムの構成要素に関連する品質目標として、当法人が達成すべき品質目標を明確化しています。その目標達成の過程においてどのようなリスクが存在しているのかを識別し、そのリスクの重要性を評価し、その方針又は手続の策定、統制活動、指標を用いた日常的な監視活動（日常的モニタリング）を含むリスクを軽減するための措置を講じることとしています。

品質管理システムのモニタリング及び当該モニタリングを踏まえた改善

当法人は品質目標について責任を負う各部門の責任者として、モニタリング及び改善プロセスの責任者を任命し、日常的なモニタリングの他、法人の品質管理システム及び個々の業務品質の定期的なモニタリングを年に 1 度実施しています。

個々の業務品質のモニタリング

モニタリング及び改善プロセスの責任者は監査業務の定期的なモニタリングを原則として年に一度実施しています。その際に監査業務を実施する業務執行社員は少なくとも 3 年に一度はレビューの対象となり、リスクが高いと識別された監査業務はより頻繁にモニタリングの対象とする方針にしています。

法人の品質管理システムのモニタリング

法人の品質管理システムの定期的なモニタリングとして、独立したモニタリング評価チームが年に一度各品質目標のリスク対応手続の整備及び運用状況进行评估しています。

発見事項の評価、根本原因分析及び識別された不備への対処

当法人はモニタリング活動の実施、外部検査及びその他の関連する情報から特定された発見事項が個別に又は組み合わせて品質管理システムに及ぼす影響を評価します。識別された不備に対しては、根本原因を分析し、不備の重大性及び広範性を評価したうえで、品質改善計画（是正措置）を策定します。不備の評価結果、根本原因分析及び品質改善計画は関連する品質目標に関する責任を負う各担当の責任者に伝達され、適時に改善活動（是正措置）が実施されます。当法人の品質管理担当社員は、品質改善計画が適切に設計され効果的に運用されているかを評価し、品質改善計画の進捗状況を監視します。当該進捗状況は社員会に報告され、さらなる追加の措置が必要かどうかを社員会で審議されます。

品質管理システムの最高責任者の評価

なお、当法人では改訂後の「監査に関する品質管理基準」等が2024年7月1日以後に開始する事業年度に係る財務諸表の監査から適用され、2024年9月1日より、改訂品質管理基準等を適用しています。品質管理システムに関する最高責任者である包括代表社員は毎期、当法人の会計年度の末日を基準日として品質管理システムを評価します。2025年6月30日現在の評価の実施において重大または広範な不備が識別されなかったことから当法人の品質管理システムは、品質管理システムの目的が達成されているという合理的な保証を当法人に提供していると評価しました。

(5) 業務の実施

イ. 監査業務の実施及び適切な監査報告書の発行を合理的に確保するための方針及び手続

監査基準、及び日本公認会計士協会の各種実務指針等に準拠し、あるいは参考にして、監査業務の実施に関する方針や手続を監査マニュアルとして定めています。これに準拠することにより、監査手続の実施、補助者への指示、審査及び査閲の方法、監査調書としての記録及び保存の方法等における監査業務の品質を確保しています。

不正リスクに適切に対応できるように上記監査マニュアルの中で、その方針及び手続を定めています。

また、不正リスク対応基準が適用される監査業務について、監査責任者は不正リスクに適切に対応できるように自らが直接関与又は指示し、適時適切に調書の査閲をすることとしています。

さらに、同一の関与先の監査を担当する監査責任者が全員交代した場合、不正リスクを含む監査上の重要な事項を適切に伝達することとしています。

ロ. 専門的な見解の問合せの方針及び手続

専門的な見解の問合せに関する方針及び手続を定めて、判断に困難が伴う重要な事項について専門的な見解を問合せることとしています。監査責任者は審査担当者へ相談し、それでもなお判断に困難が伴う重要な事項に直面した場合には、当法人内外の知見を有する専門家に照会し、問合せから得られた見解を十分に検討・対処するとともに、それらの内容を文書化することとしています。

不正による重要な虚偽表示を示唆する状況が識別された場合、又は不正による重要な虚偽表示の疑義があると判断された場合には、必要に応じて当法人内外の適切な専門的知識及び経験等を有する者に問合せを行い、監査責任者の主導の下で入手した見解を検討することとなっています。

(6) 審査の方針及び手続

審査制度として、監査証明業務のすべてに審査担当者を指名し、業務に直接関与するメ

ンバーから独立した立場から客観的に業務に係る審査を行うことにより、品質の確保に努めています。審査は監査計画から監査意見形成までの監査業務全般を対象としています。計画段階及び監査意見の表明段階に加えて、不正による重要な虚偽表示を示唆する状況が識別された場合、不正による重要な虚偽表示の疑義があると判断された場合の審査においては、監査チームの行った不正リスクの評価及びその対応状況（適時・適切な監査計画の修正を含む。）についての評価を含んでいます。

また、監査上の判断の相違に関する方針及び手続を定めて、監査チームメンバー間、専門的見解の依頼者と知見を有する専門家（回答者）、監査責任者と審査担当者等との間の監査上の判断の相違がある場合に、その解決を図っています。

当法人は、監査上の判断の相違が解決されない限り監査報告書を発行しないこととしており、相違が解決されない場合、最終的には社員会において当法人の判断を決定します。

（7）情報通信技術の運営及び情報セキュリティに関する方針、並びに監査調書の管理・保存及び廃棄

当法人では、情報通信技術の運営を担う責任者として社員を指名し、統一的な監査業務管理を行うべく、整備・運用を図っています。なお、公認会計士法に定める守秘義務を遵守するために、「公認会計士業務における情報セキュリティに関する実務指針」（監査・保証基準委員会実務指針第5号）に準拠して業務を遂行しています。関与先から入手した情報（個人情報を含む。）について、業務用の貸与パソコンに保存することなく（シンクライアント化）、別途設置したサーバー内に保存するとともに、VDI（仮想デスクトップシステム）を導入することで、貸与パソコンの紛失等に起因する情報の流出防止を図っています。

また、監査報告書日後、適切な期限内に監査ファイルの最終的な整理を完了するため、監査ファイルの最終的な整理に関する方針及び手続を定めるとともに、監査調書の管理・保存及び廃棄に関する方針及び手続を定め、品質管理担当責任者による管理の下で適切に実施しています。

（8）業務に関する情報の収集と伝達

包括代表社員（最高責任者）から各現場へのメッセージ

全社員、職員が適切な倫理観を醸成し、職業的懐疑心を発揮し、監査業務に従事すべく、適時に、包括代表社員自ら適切な姿勢とそれに基づく経営方針を示し、発信しています。

各現場から各社員、包括代表社員へのタイムリーなコミュニケーション

包括代表社員を中心した社員会は各監査チームを通じて各現場の意見を聴き、全体研修会等を通じて非常勤職員の声も把握し、経営に活かしております。

また、当法人では各種コミュニケーション・ツールを通じて、社員・職員及び監査チームと当法人の品質管理を担う部門との間で相互に情報の収集・伝達が円滑に図られています。当法人では、品質管理担当責任者が契約の新規の締結及び更新プロセスにおいて入手した情報のうち、監査チームが業務を計画し実施するうえで関連する重要な情報を適時に伝達する。監査チームは審査担当者又は品質管理担当責任者に適時に重要な情報を伝達することとしています。

(9) 監査事務所間の引継の方針及び手続

監査人の交代に際して、前任及び後任となる場合の双方について監査業務の引継が適切に行われることを合理的に確保するために、監査基準報告書 900「監査人の交代」に準拠した方針及び手続を定めています。

当法人が後任監査人となる場合には、監査人交代事由及び不正リスクへの対応状況について質問し、また、不正リスクとなりうる項目の有無及びその内容を想定したうえで議論し、判断することとしています。当法人が前任監査人となる場合には、不正リスクへの対応状況を含めた重要事項を、後任監査人へ伝達することとしています。

また、不正リスク対応基準が適用される監査業務を含む大会社等の監査業務の場合には品質管理担当責任者は、監査人の交代による監査業務の引継に関して、上記に記載した当法人の方針及び手続に準拠して行われているかどうかを確かめることとしています。

(10) 監査事務所の品質管理システムに関する外部のレビュー結果

日本公認会計士協会による品質管理レビュー

(品質管理レビュー報告書の交付年月)

当法人は、2025 年 3 月に品質管理レビュー報告書の交付を受けました。

(実施結果)

当該通常レビューの実施結果は、「重要な不備事項のない実施結果」でした。

2. 組織・ガバナンス基盤

ベンチャー企業から世界に誇れる企業が育っている京都において、同じ志を持つ公認会計士が集い、監査業務を通して広く社会に貢献できるものと信じ、監査法人「京立志」を設立致しました。当法人は、監査業務が多くのステークホルダーより信頼を得る期待の大きいものだけに大手監査法人の管理職経験者以上、またこれに準ずるレベルの者を中心に関与することで業務品質を維持、更に高め、当法人を取り巻くステークホルダーに貢献することを目的としております。加えて、社会課題の解決、地域経済の発展には、IPO を目指す企業が増えることが大切な要素であるとの基本認識の下で、IPO を目指す志の高い企業家がその目的を達成できるように指導力を十分に発揮していきたいと考えています。当法人では、すべての社員・職員が以下、「経営理念」及び上記の基本方針を共有し、各自の業務提供を通じて実践していきます。

また、社員 6 名を中心とした規模の組織であり、お互いに顔が見える環境にあることから、パートナーシップとしてのつながり、メンバーの個性と能力をお互いに尊重しつつも、包括代表社員西村猛のもと相互牽制を基礎とした文化を醸成してきております。

当法人は、「公共の利益は、より質の高い監査を一貫して実施することにより実現される」という役割を自覚し、組織として、企業の財務情報の信頼性を確保し、資本市場の参加者等の保護を図り、国民経済の健全な発展に寄与していきます。当法人の最高責任者である包括代表社員西村猛はメッセージとして、当監査法人の「経営理念」のもと、基本方針について、監査業務を通じて実践するよう各監査チームメンバーに対して発信しています。さらに、法人規模の特性を活かして社員・職員間の緊密なコミュニケーションにより、認識・評価し、クライアントの経営者との対話を重視し、提供価値の増進を図っております。当法人は監査現場に必ず監査チームのトップである社員が中心となって往査し、現場の状況を把握して、専門要員の士気を高め、監査チーム内の各人の能力を十分に把握したうえで、定期的な面談を通じて適切に非常勤専門職員含む専門要員を評価しております。

なお、当法人は、社員会にて、各監査現場の情報を適時に共有しており、検討事項があれば随時議論を行っております。従って、監督・評価機関である社員会と監査チームの現場との距離感がなく、双方向で品質向上に向けた情報共有や意見交換を行っております。

また、当法人では、原則監査構成員全員（非常勤職員も含む）が出席する全体研修会において最高責任者である包括代表社員がトップの考えをメッセージとして伝達し、当法人として人材が最も重要な基盤であるとの基本認識に立ち、研修内容の充実に努め、法人としての基本方針について意見交換を図っております。

当法人は、監査現場において会社理解のほか、会計監査を巡る当期のトピックス等も含め、積極的にチームミーティングで議論し検討しています。監査構成員全員（非常勤職員

を含む) に対して定期的な全体研修会を必ず開催し、そのなかでディスカッションをすることによって自由闊達な意見交換をしております。また、専門要員の教育・訓練においては、不正事例に関する知識を習得し、適切に対応できる能力の向上に資する不正リスク評価手続及び対応手続の理解並びに不正事例の分析に関する当法人内外の研修を受講することにより、知識及び能力の維持・向上に努めています。各監査業務のなかで必要不可欠な業界等の理解については、監査チームごとのチームミーティングを実施するようにしております。

また、当法人では監査業務を最優先としつつ、経済社会及びステークホルダー各位の多様なニーズに応えるために IPO 課題調査のほか、株式上場準備支援業務等、デューデリジェンス業務等を提供しております。

なお、各社員はそれぞれ社外役員等を含め、各個人事務所の業務も行っておりますが、上場会社の監査を公正かつ的確に遂行するため、社員の法人業務への関与度合いを高め、主体的に監査法人の各業務、法人運営に取り組んでおり、監査法人業務と競業することはなく、独立性や利益相反の懸念はありません。

組織体制

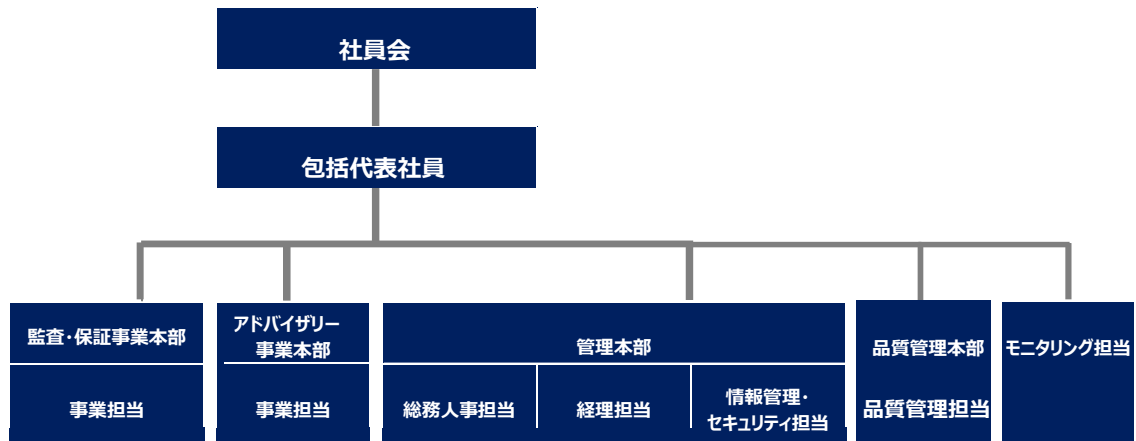
当法人では各社員による職務の執行が適正に行われることを確保するために、定款、組織規程等の規程において必要な体制を定めております。

また、経営の意思決定機関としては、社員全員が出席する社員会を、月 1 回定期的に開催しており、規程に基づき、審議並びに決定を行っております。各社員に機能ごとの役割を分担しており、それぞれの管掌における業務報告、検討課題は、社員会で協議しております。社員会での決定事項等のうち監査構成員全員（非常勤職員も含む）に徹底させる必要のある事項は、包括代表社員から各監査チームメンバーに直接発信されます。

包括代表社員のもとで最高意思決定機関である社員会で、組織規程に定められた次の管掌にて組織的運営を行っております。

- ・ 管理本部
- ・ 品質管理本部
- ・ 監査・保証事業本部
- ・ アドバイザリー事業本部
- ・ モニタリング担当

監査法人京立志-組織図（2025 年 6 月 30 日現在）



各監査業務に関しては監査上のリスクを把握しそれぞれの契約更新、監査計画、監査意見形成までの監査業務全般を対象として審査を行っております。なお、監査意見の形成において重要な事項については社員会において審議を実施することとしています。

3. 人的基盤

(1) 社員の報酬の決定に関する事項

社員の報酬については、社員規程に基づき実施業務における品質管理要件への充足度と業務貢献度に基づき、社員会で協議の上、決定します。

(2) 専門要員の採用、教育・訓練、評価及び選任の方針及び手続

監査業務の質を合理的に確保するために必要とされる適性、能力及び経験並びに求められる職業倫理を備えた監査実施者を十分に確保するために、専門要員の採用、教育・訓練及び選任等の人事に関する方針及び手続を定めております。

なお、日本公認会計士協会継続的専門能力開発（CPD）制度に関しては履修義務を遵守していることについて全ての社員及び専門職員を対象としてモニタリングします。

監査実施者の選任にあたっては、当該監査業務に必要な能力、適性、経験及び独立性を保持していること並びに十分な時間を確保できることを考慮します。

専門要員の教育・訓練においては、当法人として非常勤職員を含めた全体研修会を実施する等、不正事例に関する知識を習得し、適切に対応できる能力の向上に資する不正リスク評価手続及び対応手続の理解並びに不正事例の分析に関する当法人内外の研修を受講することにより、知識及び能力の維持・向上に努めております。

(3) 人材の確保

当法人のクライアント数及びクライアントの特性等に対し、現状、十分な人材を確保できておりますが、今後の持続的な成長を実現するにあたって、十分な監査時間を確保するため、ステージに合わせて専門要員の増員を図っており、非常勤職員にも、配員の確保をご協力いただいております。外部の専門家、公認会計士を積極的に活用することにより、専門性を確保しつつ、監査業務の質の向上に努めております。

	常勤者(人)	非常勤者(人)
社員	6	—
公認会計士	—	1 1
事務職員	1	—
合計	7	1 1

4. IT 基盤

現状ではスモールサイズの監査法人であり、業務の展開に応じて IT デジタル投資を検討していきたいと考えています。なお、業務はどこにいてもスピーディーに、かつ快適にできるデジタルインフラの構築及び維持を図るべく、非常勤職員にも喜んでいただける事務所環境を目指しています。

保有資産を最小化するためにクラウドの AWS (Amazon Work Spaces シンクライアント化対応) で運用し VDI (仮想デスクトップ、使用率 100%) のセキュアな環境を整備しております。監査業務管理は独自のシステム運用で監査調書の電子化を行い、リモート監査対応を実現しております。

5. 財務基盤

持続可能な監査法人であるためには、財務の安定性を確保していなければなりません。ステークホルダーの皆様の期待に応え続けるために、十分な財務基盤を維持し、さらに成長していきます。

直近 3 年間の売上高、人員数の推移状況は以下に記載のとおりです。

(単位：千円)

	2022 年 6 月期	2023 年 6 月期	2024 年 6 月期	2025 年 6 月期
売上高	46,472	77,693	92,490	92,230
人員規模 (社員)	5 名	6 名	7 名	6 名
社員 1 人当たり売上高	9,294	12,948	13,213	15,372

このほか、下記の対応により、財務基盤の強化に努めています。

1. 無限責任社員制度を採用し、相互に監視、牽制し合いながら (社員会で各監査業務の状況、報酬等のモニタリングを実施)、重要な決定事項は社員会でもって決定し、組織運営しております。

2. 社員は職位に応じて所定の出資金の拠出を行います。
3. 社員の利益配分の方法について一定のルールを定め、社員会で報酬等を決定し、内部留保に努めております。
4. 公認会計士職業賠償責任保険に加入しております。

なお、特定の監査先からの報酬依存度が 15%を超えておりますが、事前の外部審査を実施し、セーフガードを行い、阻害する要因のある監査業務はありません。当該特定の監査先の報酬依存度についてその解消のため、業務獲得に着実に取り組んでおります。

6. 国際対応基盤

グローバル対応

当法人が担う中堅上場企業にとって、成長過程のなかで、グローバル対応は重要な位置づけではあります。しかしながら現在、当法人が実施している監査業務において、重要な海外取引及び特に重要な海外子会社はありません。今後、海外展開していく会社が増加すれば、規模とともに海外勤務経験者等の採用を検討しますが、現段階では必要不可欠な状況下にはありません。

海外子会社等の監査に際しては、必要に応じて、海外子会社等に自ら訪問し、現地の経営者と協議、海外子会社等の監査人と面談して、質問することによって海外子会社等を理解し、コミュニケーションを図っております。

グローバルネットワークへの加盟状況

当法人主導でグループ監査を適切に行うことにより対応可能であると判断し、現時点ではグローバルネットワークには加盟しておりません。

監査法人のガバナンス・コードへの取組み状況

【監査法人が果たすべき役割】 原則 1 監査法人は、会計監査を通じて企業の財務情報の信頼性を確保し、資本市場の参加者等の保護を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与する公益的な役割を有している。これを果たすため、監査法人は、法人の構成員による自由闊達な議論と相互啓発を促し、その能力を十分に発揮させ、会計監査の品質を組織として持続的に向上させるべきである。

指針	当法人の取組み
1-1. 監査法人は、その公益的な役割を認識し、会計監査の品質の持続的な向上に向け、法人の社員が業務管理体制の整備にその責務を果たすとともに、トップ自ら及び法人の構成員がそれぞれの役割を主体的に果たすよう、トップの姿勢を明らかにすべきである。	ベンチャー企業から世界に誇れる企業が育っている京都において、同じ志を持つ公認会計士が集い、監査業務を通して広く社会に貢献できるものと信じ、監査法人「京立志」を設立致しました。当法人は、監査業務が多くステークホルダーより信頼を得る期待の大きいものだけに大手監査法人の管理職経験者以上、またこれに準ずるレベルの者を中心に関与することで業務品質を維持、更に高め、当法人を取り巻くステークホルダーに貢献することを目的としております。加えて、社会課題の解決、地域経済の発展には、IPOを目指す企業が増えることが大切な要素であるとの基本認識の下で、IPOを目指す志の高い企業家とその目的を達成できるように指導力を十分に発揮していきたいと考えています。当法人では、すべての社員・職員が上述した「経営理念」及び基本方針を共有し、各自の業務提供を通じて実践していきます。 また、社員6名を中心とした規模の組織であり、お互いに顔が見える環境にあることから、パートナーシップとしてのつながり、メンバーの個性と能力をお互いに尊重しつ

指針	当法人の取組み
	つも、包括代表社員西村猛のもと相互牽制を基礎とした文化を醸成してきております。
1－2. 監査法人は、法人の構成員が共通に保持すべき価値観を示すとともに、それを実践するための考え方や行動の指針を明らかにすべきである。	当法人は、「公共の利益は、より質の高い監査を一貫して実施することにより実現される」という役割を自覚し、組織として、企業の財務情報の信頼性を確保し、資本市場の参加者等の保護を図り、国民経済の健全な発展に寄与していきます。当法人の最高責任者である包括代表社員西村猛はメッセージとして、当監査法人の「経営理念」のもと、基本方針について、監査業務を通じて実践するよう各監査チームメンバーに対して発信しています。さらに、法人規模の特性を活かして社員・職員間の緊密なコミュニケーションにより、認識・評価し、クライアントの経営者との対話を重視し、提供価値の増進を図っております。
1－3. 監査法人は、法人の構成員の士気を高め、職業的懐疑心や職業的専門家としての能力を十分に保持・発揮させるよう、適切な動機付けを行うべきである。	当法人は監査現場に必ず監査チームのトップである社員が中心となって往査し、現場の状況を把握して、専門要員の士気を高め、監査チーム内の各人の能力を十分に把握したうえで、定期的な面談を通じて適切に非常勤専門職員含む専門要員を評価しております。
1－4. 監査法人は、法人の構成員が、会計監査を巡る課題や知見、経験を共有し、積極的に議論を行う、開放的な組織文化・風土を醸成すべきである。	当法人は、社員会にて、各監査現場の情報を適時に共有しており、検討事項があれば随時議論を行っております。従って、監督・評価機関である社員会と監査チームの現場との距離感がなく、双方向で品質向上に向けた情報共有や意見交換を行っております。また、当法人では、原則、監査構成員全員（非常勤職員も含む）が出席する全体

指針	当法人の取組み
	研修会において最高責任者である包括代表社員がトップの考えをメッセージとして伝達し、当法人として人材が最も重要な基盤であるとの基本認識に立ち、研修内容の充実に努め、法人としての基本方針について意見交換を図っております。 当法人は、監査現場において会社理解のほか、会計監査を巡る当期のトピックス等も含め、積極的にチームミーティングで議論し検討しています。監査構成員全員（非常勤職員を含む）に対して定期的な全体研修会を必ず開催し、そのなかでディスカッションをすることによって自由闊達な意見交換をしております。また、専門要員の教育・訓練においては、不正事例に関する知識を習得し、適切に対応できる能力の向上に資する不正リスク評価手続及び対応手続の理解並びに不正事例の分析に関する当法人内外の研修を受講することにより、知識及び能力の維持・向上に努めています。各監査業務のなかで必要不可欠な業界等の理解については、監査チームごとのチームミーティングを実施するようにしております。
1－5. 監査法人は、法人の業務における非監査業務（グループ内を含む。）の位置づけについての考え方に加えて、利益相反や独立性の懸念に対し、規模・特性等を踏まえて具体的にどのような姿勢で対応を講じているかを明らかにすべきである。また、監査法人の構成員に兼業・副業を認めている場合には、人材の育成・確保に関する考え方も含めて、利益相反や独立性の懸念に対して、どのような対応を講じているか明	当法人では監査業務を最優先としつつ、経済社会及びステークホルダー各位の多様なニーズに応えるために IPO 課題調査のほか、株式上場準備支援業務等、デューデリジェンス業務等を提供しております。 なお、当法人の設立趣旨から、職業倫理に関する規定を遵守し専門業務である監査業務の提供を通じて社会に貢献することを基本としており、経営資源を監査業務に注力し非監査業務に関しては積極的に拡大する

指針	当法人の取組み
らかにすべきである。	方針は有しておりません。 また、各社員はそれぞれ社外役員等を含め、各個人事務所の業務も行っておりますが、上場会社等の監査を公正かつ的確に遂行するため、社員の法人業務への関与度合いを高め、主体的に監査法人の各業務、法人運営に取り組んでおります。なお、社員会での各個人事務所の非監査業務の受注承認を必要とし、監査法人業務と競業することはありません。社外役員等を兼務することにより法人運営のマネジメントに役立てています。
1－6. 監査法人がグローバルネットワークに加盟している場合や、他の法人等との包括的な業務提携等を通じてグループ経営を行っている場合、監査法人は、グローバルネットワークやグループとの関係性や位置づけについて、どのような在り方を念頭に監査法人の運営を行っているのかを明らかにすべきである。	当法人は、当法人主導でグループ監査を適切に行うことにより対応可能であると判断し、現在グローバルネットワークに加盟しておりません。また、他の法人等との包括的な業務提携等を通じたグループ経営を行っておりません。 当法人が担う中堅上場企業にとって、成長過程のなかで、グローバル対応は重要な位置づけではあります。しかしながら現在、当法人が実施している監査業務において、重要な海外取引及び海外子会社はありません。今後、海外展開していく会社が増加すれば、規模とともに海外勤務経験者等の採用を検討しますが、現段階では必要不可欠な状況下にはありません。 海外子会社等の監査に際しては、必要に応じて、海外子会社等に自ら訪問し、現地の経営者と協議、海外子会社等の監査人と面談して、質問することによって海外子会社等を理解し、コミュニケーションを図っております。

【組織体制】 原則 2 監査法人は、会計監査の品質の持続的な向上に向けた法人全体の組織的な運営を実現するため、実効的に経営（マネジメント）機能を発揮すべきである。

指針	当法人の取組み
2－1. 監査法人は、実効的な経営（マネジメント）機関を設け、組織的な運営が行われるようにすべきである。また、規模・特性等を踏まえて経営機関を設けないとした場合は、実効的な経営機能を確保すべきである。	当法人では各社員による職務の執行が適正に行われることを確保するために、定款、組織規程等の規程において必要な体制を定めております。 また、経営の意思決定機関としては、社員全員が出席する社員会を、月 1 回定期的に開催しており、規程に基づき、審議並びに決定を行っております。各社員に機能ごとの役割を分担しており、それぞれの管掌における業務報告、検討課題は、社員会で協議しております。社員会での決定事項等のうち監査構成員全員（非常勤職員も含む）に徹底させる必要のある事項は、包括代表社員から各監査チームメンバーに直接発信されます。
2－2. 監査法人は、会計監査に対する社会の期待に応え、組織的な運営を確保するため、以下の事項を含め、重要な業務運営における経営機関の役割を明らかにすべきである。	最高意思決定機関である社員会で選任された各組織の管掌担当社員が、包括代表社員のもとで組織規程において定められた次の管掌にて組織的運営を行っております。上述した本報告書監査品質のマネジメントに関する年次報告書「人的基盤」、「IT 基盤」に記載している組織役割を担います。

指針	当法人の取組み
・ 監査品質に対する資本市場からの信頼に大きな影響を及ぼし得るような重要な事項について、監査法人としての適正な判断が確保されるための組織体制の整備及び当該体制を活用した主体的な関与 ・ 監査上のリスクを把握し、これに適切に対応するための、経済環境等のマクロ的な観点を含む分析や、被監査会社との間での率直かつ深度ある意見交換を行う環境の整備 ・ 法人の構成員の士気を高め、職業的専門家としての能力を保持・発揮させるための人材育成の環境や人事管理・評価等に係る体制の整備 ・ 監査に関する業務の効率化及び企業においてもデジタル化を含めたテクノロジーが進化することを踏まえた深度ある監査を実現するための IT 基盤の実装化（積極的なテクノロジーの有効活用を含む。）に係る検討・整備	・ 管理本部（総務人事、経理、情報管理・セキュリティ） ・ 品質管理本部 ・ 監査・保証事業本部 ・ アドバイザリー事業本部 ・ モニタリング担当 なお、各監査業務に関しては監査上のリスクを把握しそれぞれの契約更新、監査計画、監査意見形成までの監査業務全般を対象として審査を行っております。なお、監査意見の形成において重要な事項については社員会において審議を実施することにしていきます。
2－3. 監査法人は、経営機能を果たす人員が監査実務に精通しているかを勘案するだけではなく、法人の組織的な運営のための機能が十分に確保されるよう、経営機能を果たす人員を選任すべきである。	

【組織体制】 原則 3 監査法人は、監査法人の経営から独立した立場で経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて、経営の実効性の発揮を支援する機能を確保すべきである。

指針	当法人の取組み
3－1. 監査法人は、経営機関等による経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて実効性の発揮を支援する機能を確保するため、監督・評価機関を設け、その役割を明らかにすべきである。また、規模・特性等を踏まえて監督・評価機関を設けないとした場合は、経営機能の実効性を監督・評価する機能や、それを通じて実効性の発揮を支援する機能を確保すべきである。	当法人は社員 6 名を中心とした規模の監査法人であり、社員間の相互牽制・相互監督体制が十分に機能し、社員会における監督・評価に加えて、独立した監督・評価機関を設置するまでには至っておりません。しかしながら、組織的な運営を確保し、持続的向上を図るためには客観的な視野で運営を見直すことが、必要と考えております。従いまして、独立性を有する第三者の知見を活用すべく、法人運営に関する外部の専門家への相談を含め、日本公認会計士協会の地域会での他法人との情報交換や日本公認会計士協会の中小監査事務所連絡協議会の主催する研修会や代表者意見交換会に出席し、監査法人としての運営の偏りがないよう努めております。なお、経営機能の実効性を強化するため、2024 年 12 月より法人運営に関する定期的な意見交換会の場を設け、外部の第三者（大手監査法人経営執行 OB（全社員より年長者））に参画をしてもらっています。組織的な運営を確保し、公益的な役割を果たす観点から独立性を有する第三者として参加をしていただきました。また、クライアントの経営トップ面談にて当法人運営等に関して要望事項を含め、忌憚ないご意見を伺うことにより、よ

指針	当法人の取組み
	り経営の実効性を高めていくこととしております。さらに、資本市場参加者である証券会社の方々からも法人運営等に関してご意見を伺うようにしております。
3－2. 監査法人は、組織的な運営を確保し、公益的な役割を果たす観点から、自らが認識する課題等に対応するため、独立性を有する第三者の知見を活用すべきである。併せて、当該第三者に期待する役割や独立性に関する考え方を明らかにすべきである。	当法人は、上記のとおり、組織的な運営を確保し、公益的な役割を果たす観点から、独立性を有する第三者の知見を活用すべく、法人運営に関する外部の専門家への相談を含め、日本公認会計士協会の地域会での他法人との情報交換や日本公認会計士協会の中小監査事務所連絡協議会の主催する研修会や代表者意見交換会に出席し、監査法人としての運営の偏りがないよう努めております。なお、2024年12月より経営機能の実効性を強化するため、法人運営に関する定期的な意見交換会として、外部の第三者（大手監査法人経営執行OB（全社員より年長者））に参画をしてもらっています。
3－3. 監査法人は、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者について、例えば以下の業務を行うことが期待されることに留意しつつ、その役割を明らかにすべきである。 ・ 経営機能の実効性向上に資する助言・提言 ・ 組織的な運営の実効性に関する評価への関与 ・ 経営機能を果たす人員又は独立性を有する第三者の選退任、評価及び報酬の決定過程への関与 ・ 法人の人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針の策定への関与 ・ 内部及び外部からの通報に関する方針や手続の整備状況や、伝えられた情報の検証及び活用状況の評価への関与 ・ 被監査会社、株主その他の資本市場の参加者等との意見交換への関与	独立性を有する外部の第三者は職業倫理に関する規定を遵守し、独立性が適切に保持されるように社員個人、被監査会社等とも利害関係等はありません。 また、クライアント（上場会社等）の経営トップ面談にて、当法人運営等に関して要望事項を含め、忌憚ないご意見を伺うことにより、より経営の実効性を高めていくこととしております。さらに、資本市場の参加者等である、東京証券取引所関係者、証券会社の方々からも法人運営等に関してご意見を伺うようにしております。
3－4. 監査法人は、監督・評価機関等が、その機能を実効的に果たすことができるよう、監督・評価機関の構成員又は独立性を	当年度の6月には全体研修会で「グロース

指針	当法人の取組み
有する第三者に対し、適時かつ適切に必要な情報が提供され、業務遂行に当たっての補佐が行われる環境を整備すべきである。	市場の今後と監査法人への期待」と題して東京証券取引所の方に研修の講師をしていただきました。また、同月、名古屋証券取引所の方との面談においても監査法人に対する期待等に関してお伺いすることができました。

【業務運営】 原則 4 監査法人は、規模・特性等を踏まえ、組織的な運営を実効的に行うための業務体制を整備すべきである。また、人材の育成・確保を強化し、法人内及びクライアント等との間において会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行うべきである。

指針	当法人の取組み
4－1. 監査法人は、経営機関等が監査の現場からの必要な情報等を適時に共有するとともに経営機関等の考え方を監査の現場まで浸透させる体制を整備し、業務運営に活用すべきである。また、法人内において会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行うべきである。	当法人は、社員会にて、各監査現場からの情報を適時に共有しており、検討事項があれば随時議論を行っている。従って、監督・評価機関である社員会と監査チームの現場との距離感がなく、双方向で品質向上に向けた情報共有や意見交換を行っております。 法人規模の特性を活かして社員・職員間の緊密なコミュニケーションにより、認識・評価し、提供価値の増進を図っております。
4－2. 監査法人は、法人の構成員の士気を高め、職業的専門家としての能力を保持・発揮させるために、法人における人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針を策定し、運用すべきである。その際には、法人の構成員が職業的懐疑心を適正に発揮したかが十分に評価されるべきである。	当法人では監査構成員全員（非常勤職員も含む）が出席する全体研修会において最高責任者である包括代表社員がトップの考えをメッセージとして伝達し、当法人として人材が最も重要な基盤であるとの基本認識に立ち、研修内容の充実に努めております。 当法人は監査現場に必ず監査チームのトップである社員が中心となって往査し、現場の状況を把握して、専門要員の士気を高め、監査チーム内の各人の能力を十分に把握したうえで、定期的な面談を通じて適切に非常勤専門職員含む専門要員を評価しております。当法人として職業的懐疑心を発揮することに対する意識・行動については、監査現場において重要な評価項目として評価しております。
4－3. 監査法人は、併せて以下の点に留	職業的懐疑心を適切に発揮できるよう、監

指針	当法人の取組み
意すべきである。 ・法人のそれぞれの部署において、職業的 懐疑心を適切に発揮できるよう、幅広い知 見や経験につき、バランスのとれた法人の 構成員の配置が行われること ・法人の構成員に対し、例えば、非監査業 務の経験や事業会社等への出向などを含 め、会計監査に関連する幅広い知見や経験 を獲得する機会が与えられること ・法人の構成員の会計監査に関連する幅広 い知見や経験を、適正に評価し、計画的に 活用すること ・法人の構成員が業務と並行して十分に能 力開発に取り組むことができる環境を整備 すること	査における経験年数やクライアントの業種 等幅広い知識や経験を有する者を監査現場 に配置し、監査業務を効率的かつ効果的に 遂行できるよう考慮しております。 IT の有効活用・整備については IT の担当 社員を備え、IT の基盤の実装に向けて整備 しております。なお、当法人では公認会計 士法に定める守秘義務を遵守するために、 「公認会計士業務における情報セキュリテ ィに関する実務指針」（監査・保証基準委員 会実務指針第 5 号）に準拠して業務を遂行 しています。 関与先から入手した情報（個人情報を含む。）については、業務用の貸与パソコンに 保存することなく（シンクライアント化）、 別途設置したサーバー内に保存するととも に、VDI（仮想デスクトップシステム）を 導入することで、貸与パソコンの紛失等に 起因する情報の流出防止を図っています。 また、すべての監査業務において電子調 書化しており、監査報告書日後、適切な期 限内に監査ファイルの最終的な整理を完了 するため、監査ファイルの最終的な整理に 関する方針及び手続を定めるとともに、監 査調書の管理・保存及び廃棄に関する方針 及び手続を定め、品質管理担当責任者によ る管理の下で適切に実施しています。
4－4． 監査法人は、被監査会社の CEO・ CFO 等の経営陣幹部及び監査役等との間 で監査上のリスク等について率直かつ深度 ある意見交換を尽くすとともに、監査の現 場における被監査会社との間での十分な意 見交換や議論に留意すべきである。	関与先の経営者とのディスカッション及び 監査役会との定期的な意見交換に加え、必 要に応じて臨時的なコミュニケーションを 行う等、監査上のリスク等に関して十分な 意見交換や議論を行っております。また、 監査の現場においても経理担当者等との十

指針	当法人の取組み
	分な意見交換や議論を図っております。
4－5. 監査法人は、内部及び外部からの通報に関する方針や手続を整備するとともにこれを公表し、伝えられた情報を適切に活用すべきである。その際、通報者が、不利益を被る危険を懸念することがないように留意すべきである。	当法人では、内部からの通報に関して品質管理担当責任者が窓口として対応することとしており、外部からの通報に関しては、ホームページにてホットラインを設置し、品質管理担当責任者が対応しております。通報者が相談又は通報したことを理由とした不利益な取り扱いを行わず、通報者を保護します。

【透明性の確保】 原則 5 監査法人は、本原則の適用状況などについて、資本市場の参加者等が適切に評価できるよう、十分な透明性を確保すべきである。また、組織的な運営の改善に向け、法人の取組みに対する内外の評価を活用すべきである。

指針	当法人の取組み
5-1. 監査法人は、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等が評価できるよう、本原則の適用の状況や、会計監査の品質の向上に向けた取組みについて、一般に閲覧可能な文書等で、わかりやすく説明すべきである。	当法人では本原則の適用状況や、会計監査の品質の向上に向けた取組みについて広く一般に対して開示を想定している「透明性報告書」は作成しておりませんでした。今般「監査品質のマネジメントに関する年次報告書」として公表し合わせて「監査法人のガバナンス・コードへの当監査法人の取組み状況」についてホームページ上で開示しています。
5-2. 監査法人は、品質管理、ガバナンス、IT・デジタル、人材、財務、国際対応の観点から、規模・特性等を踏まえ、以下の項目について説明すべきである。 ・ 会計監査の品質の持続的な向上に向けた、自ら及び法人の構成員がそれぞれの役割を主体的に果たすためのトップの姿勢 ・ 法人の構成員が共通に保持すべき価値観及びそれを実践するための考え方や行動の指針 ・ 監査法人の中長期的に目指す姿や、その方向性を示す監査品質の指標（AQI: Audit Quality Indicator）又は会計監査の品質の向上に向けた取組みに関する資本市場の参加者等による評価に資する情報 ・ 監査法人における品質管理システムの状況 ・ 経営機関等の構成や役割 ・ 監督・評価機関等の構成や役割。独立性	当法人では上記のほか、監査の品質維持・向上に向けた取組みについては、会社計算規則第131条の会計監査人の職務遂行に関する事項について取りまとめ、その内容について監査役等に伝達し、積極的な意見交換を実施しております。 当法人の最高責任者である包括代表社員西村猛はメッセージとして、当監査法人の「経営理念」のもと、基本方針について、監査業務を通じて実践するよう各監査チームメンバーに対して発信しています。その結果を、法人規模の特性を活かして社員・職員間の緊密なコミュニケーションにより、認識・評価し、提供価値の増進を図っております。 当法人はすべての監査業務において監査業務の品質が最優先されるという運営方針のもとで実施しています。 また、監査品質の指標として、人材育成・

指針	当法人の取組み
を有する第三者の選任理由、役割、貢献及び独立性に関する考え方 ・ 法人の業務における非監査業務（グループ内を含む。）の位置づけについての考え方、利益相反や独立性の懸念への対応 ・ 監査に関する業務の効率化及び企業におけるテクノロジーの進化を踏まえた深度ある監査を実現するための IT 基盤の実装化に向けた対応状況（積極的なテクノロジーの有効活用、不正発見、サイバーセキュリティ対策を含む。） ・ 規模・特性等を踏まえた多様かつ必要な法人の構成員の確保状況や、研修・教育も含めた人材育成方針 ・ 特定の被監査会社からの報酬に左右されない財務基盤が確保されている状況 ・ 海外子会社等を有する被監査会社の監査への対応状況 ・ 監督・評価機関等を含め、監査法人が行った、監査品質の向上に向けた取組みの実効性の評価	カルチャー醸成面では監査経験年数、研修時間、クライアント面では経営者との対話を重視し、社員の監査業務総時間数に占める割合（上場会社の平均関与割合）を掲げています。 当法人では監査業務を最優先としつつ、経済社会及びステークホルダー各位の多様なニーズに応えるために IPO 課題調査のほか、株式上場準備支援業務等、デューデリジェンス業務等を提供しております。 当法人では各社員による職務の執行が適正に行われることを確保するために、定款等の規程において必要な体制を定めております。 また、経営の意思決定機関としては、社員全員が出席する社員会を、月 1 回定期的に開催しており、規程に基づき、審議並びに決定、業務報告を行っております。各社員に機能ごとの役割を分担しており、それぞれの管掌における業務報告、検討課題は、社員会で協議しております。社員会での決定事項等のうち監査構成員全員（非常勤職員も含む）に徹底させる必要のある事項は、包括代表社員から各監査チームメンバーに直接発信されます。 当法人は社員 6 名を中心とした規模の監査法人であり、社員間の相互牽制体制が十分に機能し、社員会における監督・評価に加えて、さらに監督・評価機能として独立性を有する第三者の選任を必要とするまでには至っておりません。しかしながら、組織的な運営を確保し、持続的向上を図るためには客観的な視野で運営を見直すことが、

指針	当法人の取組み
	必要と考えております。従いまして、外部の専門家への相談を含め、他の監査法人との情報交換や日本公認会計士協会の中小監査事務所連絡協議会の主催する研修会や意見交換会に出席し、資本市場の参加者等の期待に応えるため、監査法人としての運営に偏りがないよう努めております。上述した本報告書「監査品質のマネジメントに関する年次報告書」本文の説明をご参照ください。
5－3. グローバルネットワークに加盟している監査法人や、他の法人等との包括的な業務提携等を通じてグループ経営を行っている監査法人は、以下の項目について説明すべきである。 ・ グローバルネットワークやグループの概略及びその組織構造並びにグローバルネットワークやグループの意思決定への監査法人の参画状況 グローバルネットワークへの加盟やグループ経営を行う意義や目的（会計監査の品質の確保やその持続的向上に及ぼす利点やリスクの概略を含む。） ・ 会計監査の品質の確保やその持続的向上に関し、グローバルネットワークやグループとの関係から生じるリスクを軽減するための対応措置とその評価 ・ 会計監査の品質の確保やその持続的向上に重要な影響を及ぼすグローバルネットワークやグループとの契約等の概要	当法人は、当法人主導でグループ監査を適切に行うことにより対応可能であると判断し、現在グローバルネットワークに加盟しておりません。また、他の法人等との包括的な業務提携等を通じたグループ経営を行っておりません。当法人が担う中堅上場企業にとって、成長過程のなかで、グローバル対応は重要な位置づけではあります。しかしながら現在、当法人が実施している監査業務において、重要な海外取引及び特に重要な海外子会社はありません。今後、海外展開していく会社が増加すれば、規模とともに海外勤務経験者等の採用を検討しますが、現段階では必要不可欠な状況下にはありません。 海外子会社等の監査に際しては、必要に応じて、海外子会社等に自ら訪問し、現地の経営者と協議、海外子会社等の監査人と面談して、質問することによって海外子会社等を理解し、コミュニケーションを図っております。

指針	当法人の取組み
5－4. 監査法人は、会計監査の品質の向上に向けた取組みなどについて、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等との積極的な意見交換に努めるべきである。その際、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者の知見を活用すべきである。	当法人では関与先の経営者や監査役会等に対して監査計画や監査結果の報告及びその他の意見交換の場において、当法人の品質管理体制に関しては説明を行っております。会計監査の品質の向上に向けた取組みについては本ガバナンス・コードへの対応も含め、関与先の経営者や監査役会に対して説明をしていきます。株主、その他の財務諸表利用者に関しましても評価できるよう、監査業務の透明性の観点からホームページ上での公表を行います。さらに、資本市場の参加者等である、東京証券取引所関係者、証券会社の方々からもご意見を伺うようにしております。当年度の6月には全体研修会で東京証券取引所の方に「グロース市場の今後と監査法人への期待」と題して研修の講師をしていただきました。
5－5. 監査法人は、本原則の適用の状況や監査品質の向上に向けた取組みの実効性を定期的に評価すべきである。	当法人では、本原則の適用の状況や監査品質の向上に向けた取組みについて毎年、定期的な評価を実施することとしています。 当事業年度末である2025年6月30日を基準日として本原則の適用状況の評価し、監査品質の向上に向けた当法人の取組みは有効であると結論づけています。
5－6. 監査法人は、資本市場の参加者等との意見交換から得た有益な情報や、本原則の運用の状況などの評価の結果を、組織的な運営の改善に向け活用すべきである。	当法人は上述したとおり、市場の参加者等との意見交換を実施しております。ここで得られた有益な情報、監査法人に対する期待を、社員会で共有・協議を経て、組織的な運営の改善に向け役立てております。

(注)なお、当法人では公認会計士法施行規則第 95 条及び第 96 条に関する公表物については、規定等に従い外部公表物の作成を行い、社員会の承認を受けて、外部へ公表を行う体制としております。

以上